第1章 住宅政策の基本的な方針

第1章 住宅政策の基本的な方針

1 住宅政策の基本的な方針

住生活の安定の確保及び向上の促進に当たっては、次のような住宅政策の視点を設定して、住まいとまちのビジョンを共有し、住宅政策の戦略的展開を目指します。

(1) 住宅政策の3つの視点

ア 住まいを原点から考える

- ・住まいは、家庭や人を育むために欠くことのできない生活の基盤となっています。
- ・このため、様々な<u>ライフスタイル</u>や<u>ライフステージ</u>にふさわしい住まいのあり方 を考えます。
- ・住まいは、都市やまちなみの重要な構成要素として、地域における居住環境に大きな影響を及ぼす社会的性格を有しています。
- ・このため、住まいは日々の暮らしや地域との<u>コミュニティ</u>を通じて、豊かな生活 を行う場として考えます。

イ 住み手の立場に立って考える

- ・住み手、つくり手・供給者、行政が住まいとまちのビジョンを共有し、政策を計 画的に推進していきます。
- ・住み手とつくり手が協働し連携するシステムを構築していきます。
- ・団塊世代が大量に高齢期を迎える埼玉県の特性を踏まえた政策を考えます。

ウ 住まいを環境から考える

- ・安心して生活できる住まいは、安全な住宅であることが前提となります。
- ・このため、住まいの防犯、防災性の向上を見据えた住まいづくりを考えます。
- ・日々の生活の拠点となる住まいは、多様な自然素材の利用やエネルギーを消費しています。
- ・このため、環境に優しい住まいのあり方を考え、環境に配慮した住まいづくりを 考えます。

・<u>スクラップアンドビルド</u>は環境への負荷が大きいことから、今あるものをより良く、 より長く活用していくことを重視します。



「ともに住み ともに育てる 住まいとまち」

ゆとりと広がりのある田園の良さと都市的な便利さ、人と人とが しっかり結び合ったコミュニティの中で、積極的に住んでみたい、 住み続けたいという意志のもと、住み手とつくり手・供給者がとも に育てる住まいとまちの実現を目指します。

その姿は、次のとおりと考えます。

ア 地域とともに住む

地域の住民や企業による様々な活動と連携によって、都市的なサービスを享受 できるコンパクトなまちになっています。

それらの地域で住み、学び、働き、憩うことによって、愛着と誇りのもてる地域が育ち、埼玉を形づくる豊かな住まいとまちが形成されています。

イ人とともに住む

子どもから高齢者、障害者、外国の人など様々な人々が暮しをともにしています。 人々は地域の一員としてそれぞれの役割を果たし、<u>コミュニティ</u>を育て支えあっています。

そこには、誰もが安心して住み続けられる住まいとまちがあり、埼玉の未来を 担う人が育ち活躍しています。

ウ 産業とともに住む

人々の暮らしを支える原動力となる産業が、力強く育っています。

人々の<u>ライフスタイル</u>や価値観が多様化する社会に合わせ、新たな住み方を提 案できる力のある住宅産業も育っています。

人々は、活発な産業活動とともに豊かな暮らしをしています。

エ 自然とともに住む

埼玉県には、豊かな緑の山里、風を感じる丘陵地、小川の流れる田園地帯、雑木林、まち中に息づく屋敷林や社寺の森などがあります。

この豊かな緑や自然に囲まれたゆとりある空間の中に、人々の暮らしとまちが あります。

